

豊前市農業委員会議事録

- 1 招集日時 平成 28年 6月 13日 14時00分
- 2 招集場所 豊前市役所3階 第1会議室
- 3 会議の議題は、下記のとおりである。

議案第 1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する決定について

議案第 2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する決定について

議案第 3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する決定について

議案第 4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について

議案第 5号 農業振興地域計画変更申請に対する意見決定について

議案第 6号 平成27年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価 及び
平成28年度の目標及びその達成に向けた活動計画の決定について

豊前市農業委員会議事録

1 招集日時 平成 28年 6月 13日 14時00分

2 招集場所 豊前市役所3階 第1会議室

3 会議の議題は、下記のとおりである。

議案第 1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する決定について

議案第 2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する決定について

議案第 3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する決定について

議案第 4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について

議案第 5号 農業振興地域計画変更申請に対する意見決定について

議案第 6号 平成27年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価 及び
平成28年度の目標及びその達成に向けた活動計画の決定について

4 豊前市農業委員会委員の出欠は、下記のとおりである。

委員総数 19名

出席 17名

欠席 2名

議席	氏名	出欠	議席	氏名	出欠
会長1番	松本 克己	出	13番	竹中 博藤	出
副会長2番	吉永 新一	出	14番	柏木 伸夫	出
副会長3番	青木 一巳	出	15番	山本 一彦	出
4番	柳井 規久夫	欠	16番	久保田 茂	出
5番	吉村 孝信	出	17番	内藤 憲士	出
6番	寺光 正博	出	18番	磯永 優二	欠
7番	末延 憲治	出	19番	山崎 廣美	出
8番	今本 文徳	出			
9番	青木 春美	出			
10番	今吉 永幸	出			
11番	楠本 守亮	出			
12番	青木 壽	出			

5 農業委員会の議長は、下記のとおりである。

議長 松本 克己

6 農業委員会事務局職員は、下記のとおりである。

係長 加来 孝幸

開会の宣言

事務局 只今から平成28年6月の定例総会を開催いたします。

出席委員は19名中17名で定足数に達しておりますことをご報告いたします。

議長 14時00分 開会を宣言する。

本日の議事録署名委員は7番末延憲治委員さんと、8番今本文徳委員さんにお願いします。

会議書記は事務局職員の加来さんにお願いします。

次回の会議について日程説明。

議長 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より朗読と説明をお願いします。

事務局 今月の農地法第3条の許可申請は1件でございます。

全1件は所有権移転に関するものです。

「議案第1号、通り番1を、議案書をもとに朗読」

全1件は、別添の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

以上で議案の朗読及び説明を終わります。

議長 議案第1号について事務局の朗読が終わりました。地元委員の説明及び意見をお願いします。

通り番1

3番委員発言 通り番1について説明いたします。

通り番1についてですが、この畠は茶畠です。譲渡人の●●●●氏が高齢であり、耕作管理ができないため譲受人の●●●●氏に有償移転をするものです。場所は、大河内のバス停のところから西のほうの山に入っていった所にゲートがあります。そのゲートをくぐった所に茶畠がいくつかあり、その中の一角になります。間違いありませんので宜しくご審議お願いします。

議長 議案第1号の通り番1について、地元委員の説明が終わりました。地元委員は賛成意見でございますが、他に意見・質問はありませんか。

議長 何かございませんか。無いようでございますので議案第1号の農地法第3条の規定による許可申請について通り番1は原案通り可決してよろしいですか。

全員 異議なし。

議長 全員異議なしとのことですので、議案第1号、許可申請通り番1について、原案通り可決いたします。

議長 続いて、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見決定について、事務局より朗読と説明をお願いします。

事務局 今月の農地法第4条の許可申請は1件でございます。

「議案第2号、許可申請の通り番1を、議案書をもとに朗読」

議長 議案第2号について事務局の朗読が終わりました。地元委員の説明及び意見をお願いします。

通り番1

13番委員発言 許可申請の通り番1について説明いたします。

通り番1について、この農地は、申請人●●●●氏の居宅に隣接しています。敷地の延長を兼ねて、駐車場にするということです。場所は、宝福寺山の南側にある住宅地の一角です。間違いありませんので宜しくご審議お願いします。

議長 議案第2号の通り番1について、地元委員の説明が終わりました。地元委員は賛成意見でございますが、意見・質問はありませんか。

議長 何かございませんか。無いようでございますので議案第2号の農地法第4条の規定による許可申請に対する意見決定について通り番1は原案通り可決してよろしいですか。

全員 異議なし。

議長 全員異議なしとのことですので、議案第2号、許可申請通り番1について、原案通り可決いたします。

議長 続いて、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について、事務局より朗読と説明をお願いします。

事務局 今月の農地法第5条の許可申請は5件でございます。

「議案第3号、許可申請の通り番1から5を、議案書をもとに朗読」

議長 議案第3号について事務局の朗読が終わりました。地元委員の説明及び意見をお願いします。

通り番1

9番委員発言 許可申請の通り番1について説明いたします。

通り番1について、場所については大村の村なかになります。譲渡人の●●●●氏は赤熊に住んでおり、管理ができずに雑種地のようになっております。譲受人の●●●●氏宅の隣にその農地があり、塩谷氏は車庫が無いため、その農地を買い受け、車用ガレージを設置することです。間違いありませんので宜しくご審議お願いします。

議長 議案第3号の通り番1について、地元委員の説明が終わりました。地元委員は賛成意見でございますが、意見・質問はありませんか。

議長 何かございませんか。無いようでございますので、通り番2について、地元委員さんの説明をお願いします。

通り番2、3

13番委員発言 許可申請の通り番2について説明いたします。

通り番2について、場所は、豊前郵便局の本局から豊前東芝に行く道の途中に赤熊の池があり、その池のすぐ上側になります。譲渡人の●●●●氏はずっと長いこと耕作しておらず遊休地となっており、草刈りをして管理していました。そこを、不動産業を営んでいる●●●●氏が購入し、4区画の宅地分譲をする計画です。用途区域内であり、特に問題も無く、間違ひありませんので宜しくご審議お願いします。

続いて、許可申請の通り番3について説明いたします。

通り番3について、場所は、青豊公園の近くのすぐ東側です。譲渡人は●●●氏で東京に住んでおります。そこを、譲受人の●●●氏が購入して家を建てる計画です。特に問題も無く、間違ひありませんので宜しくご審議お願いします。

議長 議案第3号の通り番2と3について、地元委員の説明が終わりました。地元委員は賛成意見でございますが、他に意見・質問はありませんか。

議長 何かございませんか。無いようでございますので、通り番4について、地元委員さんの説明をお願いします。

通り番4

11番委員発言 許可申請の通り番4について説明いたします。

通り番4について、貸付人の●●●●氏と借受人の●●●●●氏は親子になります。●●●●●氏がアパート経営をすることでの許可申請がなされたものです。場所は、明屋書店から高速道のインター向きに行き、高速の料金所のすぐ真東になります。高速の入り口から300メートル以内の農地であり、第3種農地になります。間違ひありませんので宜しくご審議お願いします。

議長 議案第3号の通り番4について、地元委員の説明が終わりました。地元委員は賛成意見でございますが、意見・質問はありませんか。

議長 何かございませんか。無いようでございますので、通り番5について、地元委員さんの説明をお願いします。

通り番5

7番委員発言 許可申請の通り番5について説明いたします。

通り番5について、貸付人の●●●氏と借受人の●●●氏は親子であり、子の●氏が自己住宅を新築するとのことです。場所は、今

市のお宮の東側です。下水道が通っており、排水は下水道へ流すそうです。間違いありませんので宜しくご審議お願いします。

議長 議案第3号の通り番5について、地元委員の説明が終わりました。地元委員は賛成意見でございますが、意見・質問はありませんか。

議長 何かございませんか。無いようでございますので議案第3号の農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について、通り番1から5は原案通り可決してよろしいですか。

全員 異議なし。

議長 全員異議なしとのことですので、議案第3号、許可申請通り番1から5について、原案通り可決いたします。

議長 議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認についてですが、福岡県農業振興推進機構を通した所有権移転の関係になります。地元の関係委員さんは内容をよく確認していただきたいと思います。いかがでしょうか。

議長 何かございませんか。無いようでございますので議案第4号の農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について原案通り可決してよろしいですか。

全員 異議なし。

議長 全員異議なしとのことですので、議案第4号については原案とおり可決することにいたします。

議長 議案第5号 農業振興地域計画変更申請に対する意見決定について、地元の委員さんは内容をよく確認していただきたいと思いますがいかがでしょうか。

議長 何かございませんか。無いようでございますので農業振興地域計画変更申請に対する意見決定について、原案通り可決してよろしいですか。

全員 異議なし。

議長 全員異議なしとのことですので、議案第5号 農業振興地域計画変更申請に対する意見決定については、除外相当として豊前市に進達いたします。

議長 続いて、議案第6号 平成27年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について、及び、平成28年度の目標及びその達成に向けた活動計画の決定について、事務局より説明をお願いします。

事務局 『平成27年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)』について、1ヶ月間の公示をし、意見募集を行ったが、意見が無かった旨を説明。また、『平成28年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)』について、資料をもとに説明。

『平成27年度点検・評価の決定』及び『平成28年度目標、活動計画(案)』についてご審議お願いします。

議長 議案第6号について事務局の説明が終わりました。これについて意見、質問等ございますか。

6番委員発言 字の誤りだと思いますが、活動計画の資料に『収納』とあります、『就農』ではないでしょうか。

事務局 字の誤りです。訂正をいたします。

議長 ほかに何かございませんか。無いようでございますので、議案第6号 平成27年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について、及び、平成28年度の目標及びその達成に向けた活動計画の決定について、原案通り可決してよろしいですか。

全員 異議なし。

議長 全員異議なしとのことですので、議案第6号について、原案通り可決いたします。

事務局 補足説明いたします。この活動計画ですが、昨年まではこれを案とし、このあと1ヶ月間公示及び意見募集を行い、意見が出たらそれを反映して活動計画としていました。今年より、この委員会で審議決定したものを活動計画とし、1年間かけて意見を募集し、意見が出れば来年の活動計画作成時に反映させるというやり方に変更になっておりますので、お手元の『平成28年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)』をそのまま、活動計画とさせていただきます。

議長 以上をもちまして本日の全議案の審議をすべて終了いたしました
ので、これをもって6月の定例総会は終了いたします。

議長 閉会の宣言
14時35分閉会を宣言する。

上記のとおり会議の顛末を記載し、その相違なき事を証するためここ
に署名する。

平成 年 月 日

議長 松本亮巳 

7番委員 末延義治 

8番委員 今木文徳 

